

2008年1月10日
(平成20年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

医療援護事務（小児慢性特定疾患，療育医療，特定疾患及び石綿健康被害救済給付）に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び提供すること及び目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年12月27日付けで諮問（第293号）された医療援護事務（小児慢性特定疾患，療育医療，特定疾患及び石綿健康被害救済給付）に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び提供すること及び目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用すること及び提供することの必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を本人以外のもから収集する必要性及び本人以外のもから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用すること及び提供することの必要性及び目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じることにより、石綿による健康被害の救済を図ることを目的とする「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」という。）が平成18年3月27日に施行された。

同法の施行にあたって、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人環境再生保全機構法の規定により、都道府県、保健所を設置する市等と、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付業務の委託契約を締結して救済給付事業を実施している。

石綿救済法に基づく救済給付の種類の中にある特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して石綿救済法施行日前に死亡した者と生計を同じくしていた遺族のうち最優先順位の者が請求できるもので、その請求期限は石綿救済法施行日から3年となっている。

しかしながら、遺族による特別遺族弔慰金等の請求が低迷していること、請求期限が平成21年3月26日までとされており請求期限が迫っていることから、環境省及び機構では、対象者を特定しやすい中皮腫死亡者の遺族に対し重点的な周知を実施することになった。

実施方法は、現在、市と機構で締結している「石綿健康被害救済給付業務委託契約」の中に「特別遺族弔慰金等に係る制度の周知業務」等を追加して今年度中に契約締結をし、平成20年度に事業を実施する予定である。

事業の実施手順は、保健所が管理している人口動態統計の死亡小票を活用し、死亡原因が中皮腫の者を抽出し、既に特別遺族弔慰金等を請求している者を除き、対象者を確定後遺族の調査を行い、判明した遺族に対し周知書類を送付するものである。

(2) 個人情報を本人以外のもから収集する必要性について

ア 死亡小票から個人情報を収集することについて

保健予防課において、受託業務の特別遺族弔慰金等に係る制度の周知事業を実施するに当たっては、中皮腫で死亡した者の氏名・住所等が必要不可欠

であるが、国の人口動態統計のデータベースでは死者の氏名等は保有していないため、保健所の地域保健課で保存している死亡小票から死亡者の氏名・住所・生年月日・性別・死亡年月日の情報を収集する必要がある。

イ 機構から特別遺族弔慰金等の請求有無情報を収集することについて

今回の受託業務は、特別遺族弔慰金の制度の存在を知らなかったり、制度の存在は知っていても中皮腫で亡くなったとの認識がないまま請求期限を迎える遺族を少しでも減らすために、中皮腫で死亡した者の遺族を調べ周知をするものである。しかし、既に請求手続きしている場合には周知の必要がないため、周知する前に、死亡小票から抽出した死亡者の中で既に特別遺族弔慰金等を機構に請求している者がいるかどうかの情報を機構から収集する必要がある。

(3) 個人情報を利用すること及び提供することの必要性について

ア 死亡小票を利用することについて

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回の周知事業では、死亡小票の死亡原因が中皮腫である者を対象に、その死亡者の遺族に対し特別遺族弔慰金等に係る制度の周知を行うものであることから、地域保健課で管理している死亡小票の個人情報を保健予防課で目的外に利用するものである。

イ 死亡小票から抽出した個人情報を機構に提供することについて

中皮腫で死亡した者の遺族を調べ周知をする前に、死亡小票から抽出した対象者の中で既に特別遺族弔慰金等を機構に請求しているかどうかを確認するために、死亡者氏名・生年月日・性別・死亡年月日を記載した対象者リストを機構に提供する必要がある。

(4) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報の本人以外のものからの収集並びに目的外利用及び提供の対象者が死者であるため、個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外利用及び提供の通知書を送達できない。また、本件個人情報は死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあると考えられるが、遺族の調査にかかる時間及び費用、通知の必要性を比較衡量し、遺族への通知は省略するものとする。

(5) 実施時期

2008年5月予定

(6) 提出資料

ア 環境省・機構からの依頼文書の写し

イ 石綿健康被害救済給付業務委託契約書の写し

- ウ 石綿による健康被害の救済に関する法律（抜粋）
- エ 石綿による独立行政法人環境再生保全機構法（抜粋）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

ア 死亡小票から個人情報を収集することについて

保健予防課において、受託業務の特別遺族弔慰金等に係る制度の周知事業を実施するに当たっては、中皮腫で死亡した者の氏名・住所等が必要不可欠であるが、国の人口動態統計のデータベースでは死者の氏名等は保有していないため、保健所の地域保健課で保存している死亡小票から死亡者の氏名・住所・生年月日・性別・死亡年月日の情報を収集する必要がある。

イ 機構から特別遺族弔慰金等の請求有無情報を収集することについて

今回の受託業務は、特別遺族弔慰金の制度の存在を知らなかったり、制度の存在は知っていても中皮腫で亡くなったとの認識がないまま請求期限を迎える遺族を少しでも減らすために、中皮腫で死亡した者の遺族を調べ周知をするものである。しかし、既に請求手続きしている場合には周知の必要がないため、周知する前に、死亡小票から抽出した死亡者の中で既に特別遺族弔慰金等を機構に請求している者がいるかどうかの情報を機構から収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用すること及び提供することの必要性について

ア 死亡小票を目的外に利用することについて

人口動態調査令に基づき保健所長は死亡小票を作成し保管しなければならないとなっており、その事務は地域保健課が行っている。

今回の周知事業では、死亡小票の死亡原因が中皮腫である者を対象に、その死亡者の遺族に対し特別遺族弔慰金等に係る制度の周知を行うものであることから、地域保健課で管理している死亡小票の個人情報を保健予防課で目的外に利用するものである。

イ 死亡小票から抽出した個人情報を機構に提供することについて

中皮腫で死亡した者の遺族を調べ周知をする前に、死亡小票から抽出した対象者の中で既に特別遺族弔慰金等を機構に請求しているかどうかを確認するために、死亡者氏名・生年月日・性別・死亡年月日を記載した対象者リス

トを機構に提供する必要がある。

以上のことから判断すると、地域保健課が管理する死亡小票を保健予防課が目的外に利用するとともに、当該個人情報を機構へ目的外に提供する必要性があると認められる。

- (3) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報の本人以外のものからの収集並びに目的外利用及び提供の対象者が死者であるため、個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外利用及び提供の通知書を送達できない。また、本件個人情報は死者本人のみでなく遺族の個人情報でもあると考えられるが、本件個人情報の収集の時点では、遺族の有無及び所在を確認することは極めて困難である。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、遺族が未だ請求をしていないこと及び遺族の所在が判明した場合には、実施機関が遺族に対し周知書類を発送することとなるのであるから、遺族に対し事後の通知をする機会があり、また事後の通知をすることが実施機関にとって過度の負担になるとは言えない。そこで、係る場合には遺族に対し事後の通知をすることで事前の通知の代わりとすべきである。

以 上